

選挙人名簿管理システム等 に係る標準化検討会 (第4回)

事務局提出資料
(選挙人名簿管理システム標準仕様書
【1.0版】 (案) 概要説明資料)

令和4年7月29日

総務省自治行政局

検討会・ワーキングのスケジュール／検討会の目的・議題

○ 今年度の検討会・ワーキングの全体スケジュールを以下に示す。

標準仕様書1.0版公表▼

作業名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
関係機関への照会等		APPLICへの照会 指定都市への照会										
		デジタル庁との協議										
検討会運営		3 全国意見照会結果の報告	4		5 標準仕様書案【1.0版】承認							
ワーキング運営							■	■	■	■	■	■
標準仕様書【1.0版】最終化												

標準仕様書案【1.0版】(案) 提示

標準仕様書【1.0版】の公表後、政府方針の更改や法制度改正、関係機関からの意見などを踏まえWTを適時実施予定

○ 検討会の各回の目的・議題は以下を想定している。

標準仕様書(案) 取りまとめ▼

標準仕様書1.0版公表▼

	第3回 (5月12日実施)	第4回 (本日)	第5回 (8月中)
目的	全国意見照会の結果報告 今後の進め方等の共有	標準仕様書【1.0版】(案) 提示	標準仕様書【1.0版】承認
議題	1. 全国意見照会結果の報告	1. 標準仕様書【1.0版】(案) の説明	1. 検討会構成員から挙げた意見の検討 2. 標準仕様書【1.0版】の承認 3. 標準仕様書【1.0版】公表以後の検討課題の提示

1. 標準仕様書【1.0版】（案）の概観

1-1. 標準仕様書【1.0版】（案）の概要

1-2. 標準仕様書の対象範囲

1-3. 自治体のシステム利用イメージ

2. 標準仕様書の構成・各資料の概要

2-1. 標準仕様書の構成

2-2. 標準仕様書（本編）の概要

2-3. 機能要件の概要

2-4. 帳票要件の概要

2-5. 業務に関する資料の概要

2-6. その他の要件

別紙 選挙人名簿管理システム標準仕様書【1.0版】（案）

（参考資料1）機能ID数・帳票ID数

（参考資料2）APPLICへの意見照会結果の概観

（参考資料3）検討会の体制・検討経緯

1. 標準仕様書【1.0版】（案）の概観

- 「新経済・財政再生計画改革工程表（2019）」及び「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日改定）において、選挙人名簿管理業務を含む地方自治体の基幹業務システムについて、住民記録システムの成果も反映し、標準仕様書の作成を進めることとされた。
- これを受け、選挙人名簿管理システム等標準化検討会（座長：庄司昌彦武蔵大学社会学部教授）を開催し、令和3年6月以降、標準仕様書の検討を重ねてきた。
- 本仕様書は、同検討会に設置されたワーキングチームにおける議論や、全国の市区町村及び一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）への意見照会結果を基に、第1.0版として取りまとめたもの。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）においては、標準化対象事務について、所管大臣が標準化基準を定め、地方公共団体は、標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならないこととされている。
- 今後、本仕様書に、デジタル庁において作成予定のデータ要件・連携要件を踏まえた改定等を加えた上で、総務省令として「標準化基準」を策定。その後も、制度改正を踏まえた改定を実施。

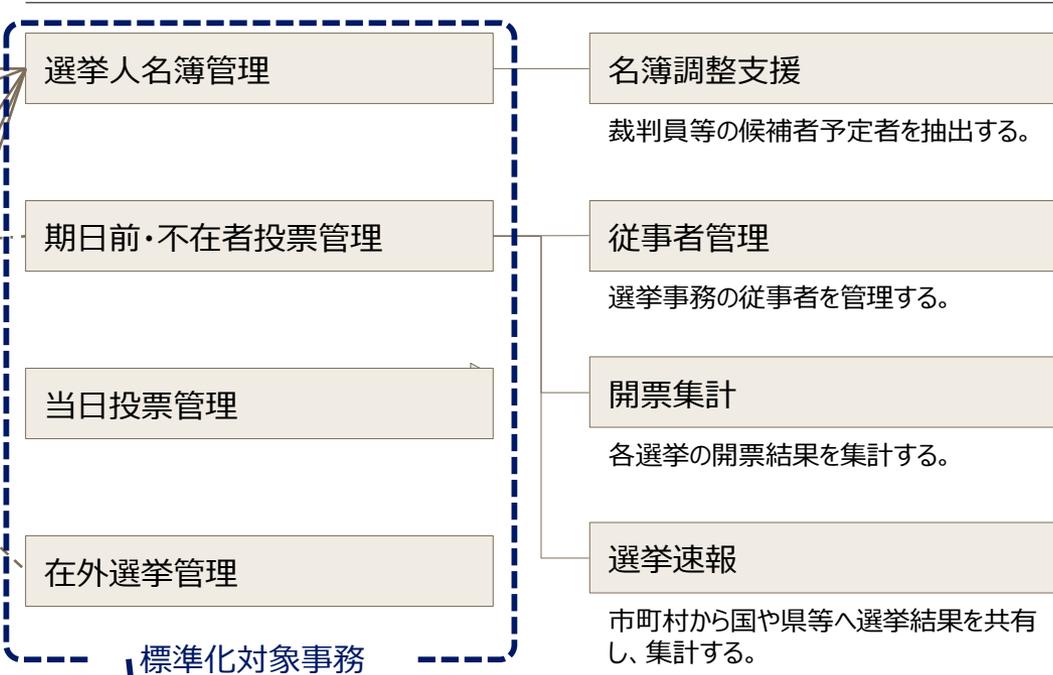
標準仕様書の対象範囲

- 選挙人名簿管理システムの標準仕様書の対象事務は、各自治体のシステム導入状況や地域情報情報プラットフォームの定義内容を踏まえ、「選挙人名簿管理」、「期日前・不在者投票管理」、「当日投票管理」、「在外選挙管理」の4事務と定め、検討を推進した。

地域情報プラットフォーム定義内容

- 4.1 定時登録管理
- 4.2 選挙時登録管理
- 4.3 期日前・不在者
- 4.4 在外選挙人
- 4.5 裁判員制度
- 4.6 農業委員会選挙
- 4.7 住民投票
- 4.8 海区漁業委員会選挙
- 4.9 国民投票

事務の状況



<標準化対象事務とする理由・根拠>

- ①選挙人名簿管理、②期日前・不在者投票管理、④在外選挙の機能要件は、地域情報プラットフォームの定義内容と整合するため。
- ③当日投票管理は、選挙業務を行う上で不可分であり、名簿管理システムとの関連を踏まえ、検討対象とする。

※4.6 農業委員会選挙は平成27年9月、4.8 海区漁業委員会選挙は平成30年12月にそれぞれ廃止
 (4.8 漁区漁業委員会選挙は標準仕様V3.5では一部機能が残置されているが、
 令和3年3月で名簿の据え置きが終わるため今後削除されるものと理解)
 ※4.7 住民投票、4.9 国民投票は、名簿調製や入場券作成までが範囲で「投票管理」自体の定義はなし
 ※当日投票に関する業務は定義なし

自治体のシステム利用イメージ

- 標準化対象事務のうち、選挙人名簿管理事務及び期日前・不在者投票管理事務については、自治体の業務運用やシステム構成を鑑み、一体的に導入を行うことで業務効率化の効果を最大限に享受できることから、システムの利用を必須とすることを想定している。
- 在外選挙管理事務及び当日投票管理事務については、現在システム化していない自治体も一定数あると想定されることから、各自治体において利用の要否の判断を可能とすることを想定している。

自治体のシステム利用イメージ

サブユニット※	標準化の範囲	必須／任意	自治体における対応
選挙人名簿管理 サブユニット	標準仕様書 作成対象	システム導入 時の利用 必須	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準仕様書を用いて選挙人名簿管理システム等を調達する場合は、当該サブユニットの導入が必須となる。 ✓ 標準仕様書に定義する要件での調達が必要となる。
期日前・不在者 サブユニット			
在外選挙管理 サブユニット		システム導入 時の利用は 任意	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準仕様書を用いて選挙人名簿管理システム等を調達する場合、各自治体の実情に応じて導入するか判断が可能。 ✓ 導入する場合は標準仕様書に定義する要件での調達が必要となる。
当日投票管理 サブユニット			

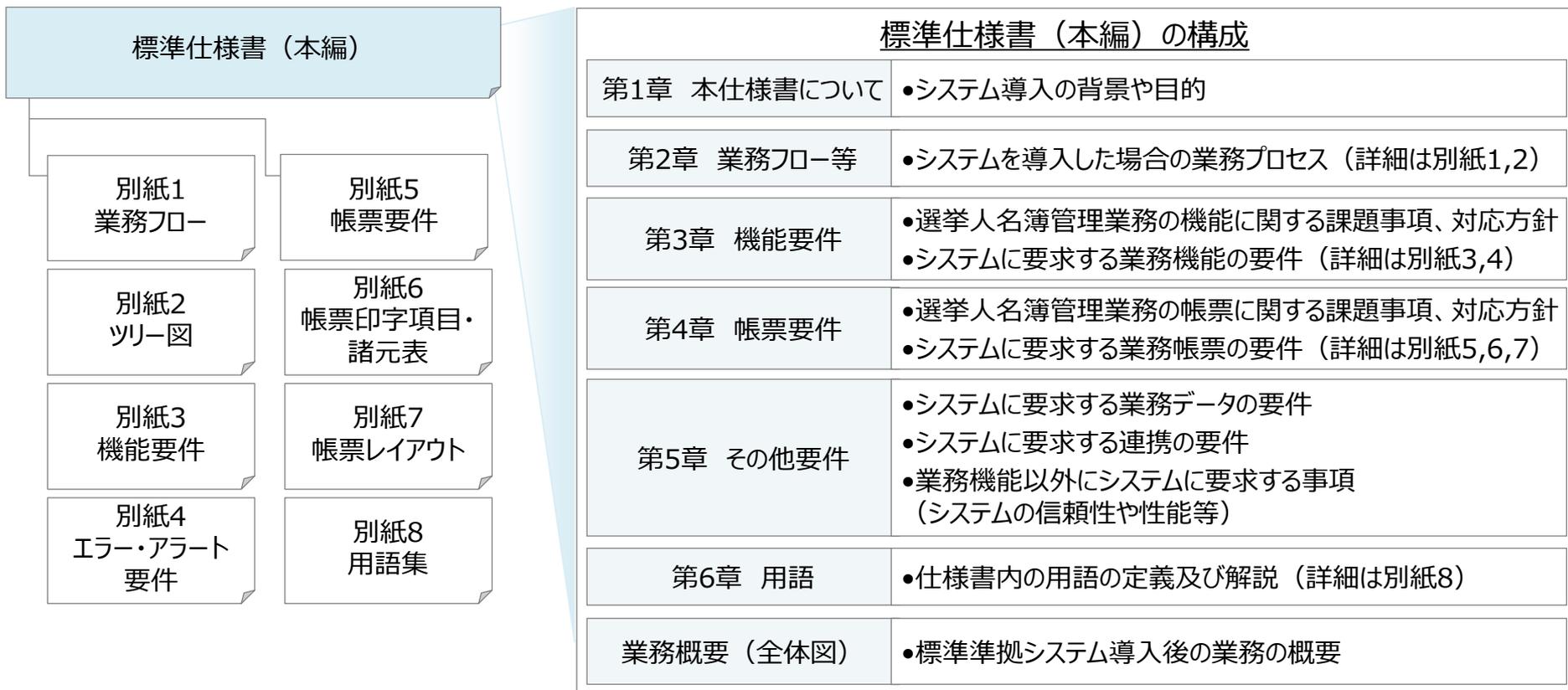
※ サブユニット…選挙人名簿管理事務、期日前・不在者投票管理事務、在外選挙管理事務、当日投票管理事務に対応するシステム機能をサブユニットとして定義している。
事業者によって選挙人名簿管理システム内の構成が異なることから、サブユニットを組み合わせることで各事業者のパッケージの構成単位に合わせて開発することを可能としている。

2. 標準仕様書の構成・各資料の概要

標準仕様書の構成

- 標準仕様書は、標準仕様書本編及び別紙から構成され、標準準拠システムに対する要求要件を漏れなく可視化した資料である。
- 標準仕様書本編ではシステムに要求している主要なトピック、要件全般に係る課題事項及び対応方針を記載し、別紙では各種要件等における詳細要件を記載している。
- 標準仕様書を用いて各自治体が調達を行うことで、標準準拠システムに求める仕様を各事業者へ正確且つ確実に伝達する。

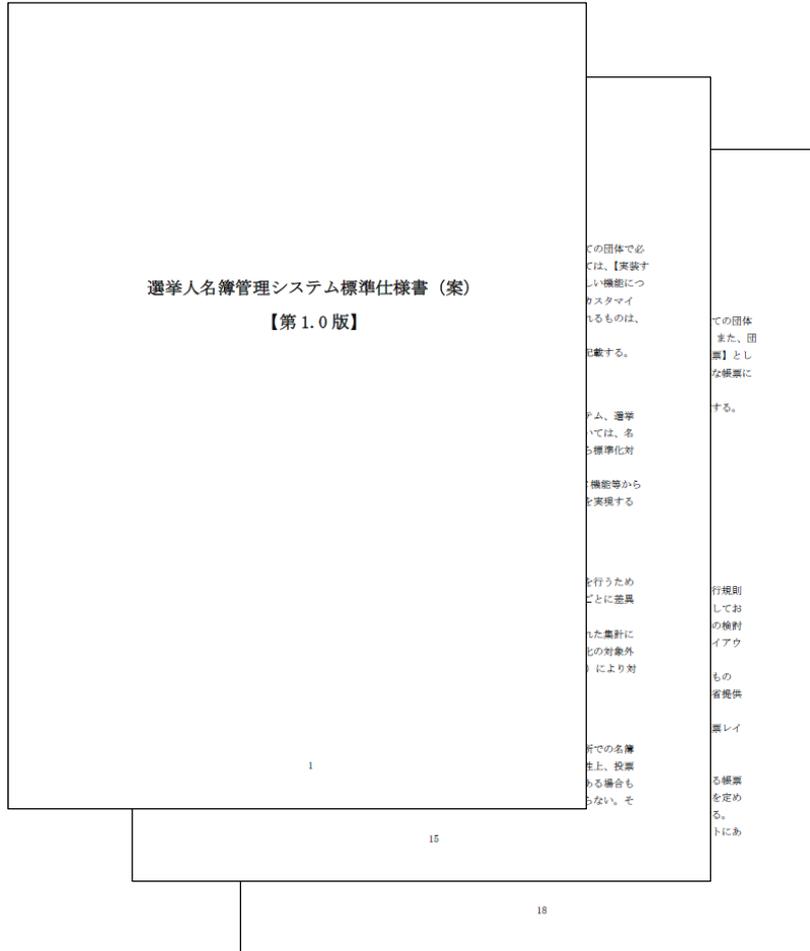
標準仕様書の全体構成



- 標準仕様書本編では、本仕様書を通じて選挙人名簿管理システムが目指す姿や、システムに要求する機能・帳票等に関する主要なトピックを記載している（各種要件における詳細要件は別紙に記載）。

標準仕様書（本編）概観

仕様書本編



主な記載内容

第1章 本仕様書について

目指す姿

- 複数のベンダが広域クラウド（近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿

本仕様書の目的

- カスタマイズを原則不要にする
- ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
- 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

第3章 機能要件

- 標準化対象外システムとの連携
- 都道府県への報告等
- エラー・アラート
- EUC
- バッチ処理（一括処理）
- 共通投票所
- マイナポータルぴたりサービス
- マイナンバーカードを用いた投票受付
- 各地方自治体における条例による住民投票

第4章 帳票要件

- 外部帳票の定義
- 外部帳票における帳票サイズの取扱い
- 外部帳票における専用紙帳票の取扱い
- 外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い
- 外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い
- 内部帳票の定義
- 外部帳票・内部帳票の実現方法

機能要件の概要 — 機能要件

- 機能要件では、「機能の定義」「機能の定義設定の考え方」「ワーキングでの協議結果及び対応」を記載し、各機能を設定した背景や根拠、WTでの議論の過程等を把握することを可能としている。

機能要件概観

①		②		③
機能の定義		要件の考え方・理由		ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応
選挙人名簿管理標準仕様書	機能名称	実装すべき機能	実装しなくても良い機能	
選挙人名簿管理標準仕様書	機能ID	機能ID	機能ID	
1. 定時登録管理				
1.1. 定時登録-抹消				
1.1.1	1	0060001	住民マスタ実装	<p>選挙人名簿管理システムが住民登録システムと別システムの場合、住民登録システムと選挙人名簿管理システムの住民マスタが連携しないままマスタでできる。住民マスタについては、6.2.17「住民登録情報連携」参照のこと。</p> <p>マスタが両方以下の2形で実装できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号のみ ・宛名住所、氏名、性別、生年月日、住民登録簿記載記載（即化・国籍取得）が未実装で、宛名に紐づけられたケースについて、選挙人名簿管理システムの住民マスタへ該当者の情報を管理（登録）できること。 <p>選挙人名簿管理システムが住民登録システムと別システムの場合、住民登録システムから外国人住民情報を合わせた全住民登録情報（仮住所を含む）を取得し、これを基に選挙人名簿登録することを想定している。</p> <p>有名称前記の際、当該住民マスタ情報が住民登録システムのデータベースに反映しないを懸念するため、実装を行い最新情報は反映しないことを把握する。</p>
	2	0060002		
1.1.2		0060003	定時登録	<p>公職選挙法第22条に基づき、各定時登録（3月、6月、9月、12月）において、住民登録システムより連携された住民登録情報に基づき、公職選挙法第21条に規定された投票資格を有する者を判別し、登録を行う。</p> <p>転入における登録年月日について、団体での投票する日付が「住民票出日」に「住民となつた日」異なっていたため、居住実態に基づき選挙人名簿への登録実施する日（確定日）から、本公職選挙法第21条に定め、転入届提出に基づく「住民票出日」を統一する。</p>
1.1.3		0060004		
1.1.4		0060005	定時抹消	<p>各定時登録（3月、6月、9月、12月）において、住民登録システムより連携された住民登録情報に基づき、抹消を行う。</p> <p>公職選挙法第28条に規定された場合に、出国時申請を行った在外選挙人名簿の登録抹消者についても、本機能で抹消処理を行う方針とする。在外選挙人名簿の登録抹消については、3.6.27「出国時申請管理」参照のこと。</p> <p>転出による抹消の標準日は、「住民票出日」とする。なお、官籍による抹消（即化・国籍取得）者の登録年月日は「住民票出日」とし、「即化した</p>

SAMPLE

①機能の定義

実装必須機能（実装しなくてはならない機能）

- 選挙人名簿管理システムとして実装必須の機能
- 標準オプション機能（実装しなくてもよい機能）
- オプション機能として搭載しても良い機能
- 指定都市固有の機能

②要件の考え方・理由

根拠法令

- データ処理、帳票作成等に根拠法令が存在する場合に記載
- #### 想定利用方法
- 根拠法令はないが業務上必要と判断した機能について、想定する利用方法を記載

システム構成

- 定義した機能内容について、システム構成に関する前提が存在する場合に記載している

不要を明記すべきケース

- 従来いくつかのシステムで搭載されていた機能について、住民記録システムのデータ管理や、標準化方針に基づき不要と判断したもののについて記載
- 対象者の少ない例外ケース等についてシステム搭載不要と判断したものを記載

標準オプションとした根拠

- 「実装必須機能」ではなく「標準オプション機能」に分類した根拠

③ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応

- 全8回実施したWTでの議論、及び確定した方針について背景とともに記載

- エラー・アラート要件では業務に関する内容を定義し、事業者に対して標準準拠システム開発時の参考として提供する。
- エラー・アラート要件の検討では、各事業者からの照会結果を集約して項目を抽出し、そのうえで選挙人名簿管理システム内のサブユニットごとにシステム利用者が異なる特性を踏まえ条件の細分化を行った。

エラー・アラート要件の概観

エラー・アラート要件（案）

エラー・アラートの定義

- ・エラー
論理的に成立し得ない入力、その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの。
- ・アラート
論理的に成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。

以下にエラー ① の分類、及びこれに対する本要件での定義対象/対象外を整理します。 ②
※エラー・アラート ① の分類については、当該要件では規定しません。

No.	カテゴリ			該当機能要件	詳細条件				備考	
	大分類	中分類	小分類		エラー／アラート	操作	対象	エラー・アラート対象となる条件		エラー・アラートを出す根拠
選挙人名簿管理に係るチェック										
1	定時登録 選挙時登録	投票区割り当り	-	1.1. 1.2. 2.1. 2.2.	アラート	投票区割り当りを行う	名簿登録者の投票区	どの投票区にも当てはまらない選挙人が存在する	該当者の個別登録を促すため	
2	定時登録 選挙時登録	住民異動情報反映	-	1.2. 2.2.	アラート	住民異動情報反映を行う	異動対象者	国籍喪失により住民登録情報上、外国人となった	選挙権の有無に関わるため、取込結果に関する確認を促す	
3	定時登録 選挙時登録	住民異動情報反映	-	1.2. 2.2.	アラート	住民異動情報反映を行う	異動対象者	新規登録の対象でない者が、選挙人名簿に登録されていない	選挙権の有無に関わるため、取込結果に関する確認を促す	住民異動情報の反映において、更新対象外のデータ件数が住民登録データと選挙人名簿データと異なる、本来であれば前回の定時登録で登録されているものが登録されていない状態と判明した場合を想定
4	定時登録 選挙時登録	補正登録	-	1.2. 2.2.	エラー	補正登録を行う	補正登録対象者	同一の選挙人情報が既に登録されている	同一人物に対する重複登録はできないため	
5	定時登録 選挙時登録	補正登録	-	1.2. 2.2.	エラー	補正登録を行う	補正登録対象者の続柄	続柄と性別の関係が一致しない	住民情報との整合性を確保するため	
6	定時登録 選挙時登録	補正登録	-	1.2. 2.2.	アラート	補正登録を行う	補正登録対象者	失権者に該当する	選挙権の有無に関わるため、登録実行に関する確認を促す	
7	定時登録 選挙時登録	補正登録	-	1.2. 2.2.	エラー	補正登録を行う	補正登録対象者の住所	市外住所が指定されている	選挙人名簿の住所要件を満たさないため	
8	定時登録 選挙時登録	補正登録	-	1.2. 2.2.	エラー	補正登録を行う	補正登録対象者の住民番号、世帯番号	住民登録情報に存在しない	補正登録者について、住民マスターに登録されていることが前提となる	

SAMPLE

①カテゴリ

- 機能要件との関連性を記載

②詳細条件

エラー／アラート

- エラー（抑止すべき原因が解消されるまで入力等を確定できないもの）、アラート（特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。）の別を明示

対象／操作／条件

- エラー・アラートを出すべき諸条件を記載

根拠

- データ管理、システム機能の観点から登録を抑止、または注意喚起する根拠を記載

機能要件の概要 – 機能要件のポイント (1/2)

- 機能要件に関する主要なポイントを以下に示す。これらのポイントは、ワーキング及び事務局内での整理を経て、取りまとめを行い、標準準拠システム開発にあたっての基本方針として標準仕様書に示すものである。

機能要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙3（機能要件）に詳細記載）

<p>標準化対象外システムとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 名簿閲覧システムや従事者管理システム、開票集計システム、選挙速報システム等の選挙業務の関連システムとの連携については、EUC機能等から出力されたデータを各システムに連携することにより、システム間のデータ授受を実現することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章 3-1 (1) 標準化対象外システムとの連携に係る要件
<p>都道府県への報告等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各団体から都道府県に対する報告等に用いる集計を作成する機能については、ワーキングチームにおいて統一できかつ必要性が認められた集計を対象として定義している。定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、EUC等により対応することを想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (2) 都道府県への報告等に係る要件
<p>エラー・アラート</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿管理業務においては、選挙人の資格判定の正確性を期すため、投票所での名簿対照時に年齢要件・住所要件・投票状況等のチェックが行われることから、最低限搭載すべきエラー・アラートを実装すべき機能として定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (3) エラー・アラートに係る要件 別紙4 エラー・アラート要件
<p>EUC</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿管理システムが保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等のため、EUC機能を定義している。 EUCにて抽出したデータを加工するためのツール等は、各地方公共団体の事情に合わせて必要な機能を導入可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (4) EUCに係る要件 別紙3 機能要件：13.5. 共通管理
<p>バッチ処理（一括処理）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿管理業務においては、定時登録時、選挙時登録時における名簿調製など、バッチ処理（一括処理）による処理が必要となる機能が存在すると想定されるが、実装方式の指定は行わない。ただし、バッチ処理（一括処理）による実装を妨げるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (5) バッチ処理（一括処理）に係る事項
<p>二重登録通知・照会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二重登録に係る確認については、転入先市区町村から「通知」を必ず行うこととし、転入先市区町村から「通知」が無かった場合のみ「照会」を行う。当該運用に必要な情報管理・帳票出力機能を定義する。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙3 機能要件：2.3. 二重登録対象者管理

○ (前頁の続き)

機能要件の主なポイント (標準仕様書本編・別紙3 (機能要件) に詳細記載)

失権者の管理	<ul style="list-style-type: none"> 各団体によって失権者情報の管理対象・方法には差異があったが、失権者情報として、基本4情報、令第1条の3通知作成に必要な情報、復権確認に必要な情報を管理対象とし、失権者管理に関する機能として、失権者情報管理機能、令第1条の3通知の出力機能、復権処理機能、失権者一覧の出力機能を定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙3 機能要件：3.1. 失権者管理
選挙区・投票区等の設定	<ul style="list-style-type: none"> 選挙区・投票区について、住所のほか、選挙人や自治体単位で設定可能とする機能を定義している。 選挙区・投票区の区割り及び投票所との紐づけについては、各自治体職員がパラメータ変更で設定可能な機能としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙3 機能要件：13.1. 管理項目
統計・集計情報の作成	<ul style="list-style-type: none"> 法令上、作成が必要または国へ提出が必要な統計・集計については実装必須機能として要件を定義している。 そのほかの統計・集計についてはEUC機能や画面参照での対応を可能としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙3 機能要件：1.4. 定時登録集計 / 2.7 選挙時登録集計 / 5.8 国民投票集計 / 10.1. 期日前・不在者・当日集計 / 11.6 在外選挙人集計 / 12.2. 当日投票集計
共通投票所	<ul style="list-style-type: none"> 共通投票所については、現段階において導入団体が限られており、期日前・不在者投票管理機能を準用しているケースが多くを占める。そのため、共通投票所機能として確立したシステムを利用しているケースは見受けられない。しかしながら、投票環境の向上、投票所運営の効率化の観点から導入検討を行う団体が増加することが見込まれるため、【実装してもしなくても良い機能】として共通投票所機能を定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (6) 共通投票所に係る要件 別紙3 機能要件：9.1. 共通投票所
マイナンバーカードを用いた投票受付	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿管理業務においては、一部の地方公共団体においてマイナンバーカードを用いた投票受付を行っている。本機能については、現段階では実装ベンダ及び実装団体が限られるものの、【実装してもしなくても良い機能】として定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (8) マイナンバーカードを用いた投票受付 別紙3 機能要件：12.6. マイナンバーカードを用いた投票受付
各団体における条例による住民投票	<ul style="list-style-type: none"> 条例による住民投票に関しては、各地方公共団体において条例に定める要件が異なるため、直接請求による住民投票について、選挙人名簿管理システムを用いることで業務が実現できるよう仕様書に要件を定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (9) 各地方公共団体における条例による住民投票に係る要件 別紙3 機能要件：10.4. 国民投票・住民投票

帳票要件の概要 — 帳票要件

- 帳票要件では、選挙人名簿管理システムで取り扱う全ての帳票を一覧化し、概要・用途、出力条件、様式等を整理した。
- また、従来紙帳票として出力していた帳票について、検討の過程で「画面出力のみ」や「EUC」での対応へ変更となった帳票についても、本一覧へ記載することで機能を担保し、業務上の不都合を回避する。

帳票要件の概観

帳票ID (業務ID +連番)	サブユニット 名称	① 帳票区分		② 標準化検討		③ 帳票一覧										
		外	種別	方針	実装すべき 帳票	実現して いない帳票	帳票名称	概要・用途 ※標準化検討において対象外 した帳票は、欄内に理由を記す	出力条件等 ※6.集計表、7.条件別一覧、8. データ連携用CSVファイル、9.	法令 との対応	様式 有無 (法令様式)	印刷済用紙の 提供有無	一括/個別	頻度	出力様式	直接請求 での利
0060001	1.選挙人名簿管理 (選挙)	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本 (定時用) (A4横)	定時登録時に用いる選挙人名簿の抄本。	-	法令第二十 令第二十二 条の二	あり (法令様式)	-	一括	月1回	汎用紙 CSV	●
0060002	1.選挙人名簿管理 (選挙)	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本 (定時用) (A4横)		-	法令第二十 令第二十二 条の二	あり (法令様式)	-	一括	登録月 (毎年3 月、6月、 9月、12月)	汎用紙 CSV PDF	●
0060003	1.選挙人名簿管理 (選挙)	外部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本 (閲覧用)	申出を行った者に選挙人名簿抄本を閲覧させる場合に調製した、閲覧用の帳票。支援措置対象者を非表示にすることを可能とする。	-	法令第二十 令第二十二 条の二	あり (法令様式)	-	一括	登録月 (毎年3 月、6月、 9月、12月)	汎用紙 CSV PDF	-
0060004	1.選挙人名簿管理 (選挙)	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本 (選挙時・期日前・当日用) (A4縦)	選挙時に用いる選挙人名簿の抄本。投票日前日までの期日前・不在者投票の受付状況及び選挙人名簿への表示・選挙人名簿からの抹消状況を記載し、投票日当日に選挙人の資格照合を行うために出力する。	-	-	-	-	一括	選挙時	汎用紙 CSV PDF	●
0060005	1.選挙人名簿管理 (選挙)	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本 (選挙時・期日前・当日用) (A4横)		-	-	-	-	一括	選挙時	汎用紙 CSV PDF	●
0060006	1.選挙人名簿管理 (選挙)	外部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿登録証明書	不在者投票において、船員が選挙人名簿に登録されていることを示す証明書。	-	令第十八条 2	あり (法令様式)	-	個別	随時	専用紙	-
0060007	1.選挙人名簿管理 (選挙)	外部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		南極選挙人証	不在者投票において、南極選挙人であることを示す証明書。	-	令第五十三 条	あり (法令様式)	-	個別	随時	専用紙	-



① 帳票区分

帳票区分 種別

- 内部帳票 / 外部帳票の別を記載
- 法令様式 / 自治体間通知 / 住民向け通知・案内 / 集計 等の10種の種別を記載

② 標準化検討

方針

- レイアウトまで標準化 / 印字項目まで標準化 / 画面参照 / EUCの別を表記

実装必須帳票 / 標準オプション帳票

- 標準 / 標準オプションの別を表記

③ 帳票概要

概要・用途

- 帳票の記載内容や利用用途、考慮すべき事項、補足等の説明を記載

出力条件等

- 帳票種別が集計表、条件別一覧、データ連携用CSVファイル、その他の一覧・集計表の場合、出力における条件指定、出力項目、集計単位等の定義を記載

- 帳票印字項目は、前頁の帳票要件の「標準化方針」のうち「レイアウトまで標準化」「印字項目まで標準化」と分類された帳票を対象に、整理を行った。
- 特定の個別様式を持つ帳票を除き、出力項目の類似する帳票（名簿抄本、条件別の一覧、集計表等）については、一つのシートに横並びでの記載を行い類似点／差異を明確化している。

帳票印字項目の概観

No.	繰り返し	表示項目			項目定義						
		大分類	小分類	備考	0060001 選挙人名簿抄本 (定時用)(A4縦)	0060002 選挙人名簿抄本 (定時用)(A4横)	0060003 選挙人名簿抄本 (閲覧用)	0060004 選挙人名簿抄本 (選挙時・期日 前・当日用)(A4縦)	0060005 選挙人名簿抄本 (選挙時・期日 前・当日用)(A4横)	0060053 (国民投票)投票 人名簿抄本(登 録時点)(A4縦)	0060054 (国民投票)投票 人名簿抄本(登 録時点)(A4横)
① 出力設定											
1		出力条件	名簿調製日		固定		固定		固定		
2			投票区		任意		任意		任意		任意
3			行政区・町丁目・任意地域	※標準オプション 簿冊単位での振り分けができること		任意		任意		任意	
4			指定都市の総合区または行政区	※標準オプション		任意		任意		任意	
5			選挙区別			任意		任意		任意	
6	改ページ	投票区			任意		任意		任意		
7			行政区			任意		任意		任意	

SAMPLE

①出力設定

- 帳票の出力条件、改ページ条件、出力順を記載（固定の様式が存在する場合には、記載なし）
- 選挙人名簿抄本等、同様のレイアウト形式の帳票については、横並びで記載

② 項目定義										
No.	繰り返し	項目定義	備考	0060001	0060002	0060003	0060004	0060005	0060053	0060054
13	○	選挙人情報	(行の表示に係る要件)		抹消者:取消し線		抹消者:取消し線 支援対象者:行詰め		抹消者:取消し線	-
14	○	行番号	選挙人名簿抄本に記載の「投票区」「真番号」「行番号」の組み合わせを「名簿番号」とする	○	○	○	○	○	○	○
15	○	住所		○	○	○	○	○	○	○
16	○	最終住所	本籍地の場合は「本籍地登録」のみ記載する							
17	○	氏名・フリガナ		○	○	○	○	○	○	○
18	○	氏名・氏名		○	○	○	○	○	○	○

②項目定義

- 帳票に印字する項目を一覧化
- 表形式等で同じ項目を複数回出力する場合には「繰り返し」に○を表記
- 類似帳票間で出力の仕方が異なる場合（取り消し線の付記、行詰め等）には、個別条件を記載

○ 帳票要件における「標準化方針」のうち「レイアウトまで標準化」と分類された帳票について、標準レイアウトの定義を行った。

○ 帳票レイアウトは、事業者からの提供されたサンプルレイアウト、及びWT検討結果に基づいて作成した。また、記載のパターンが多岐にわたる選挙人名簿等の帳票については、複数のサンプル印字を示した。

帳票レイアウトの概観

選挙人名簿抄本

〇〇県〇〇市〇〇町(村)

作成日 令和3年

SAMPLE

選挙区 〇〇〇〇〇〇

区(政令市)	投票区	行政区	任意地域	簿冊番号
サンプル区	99999 第〇投票区	〇〇町〇丁目		999

投票所 〇〇〇〇〇〇

99999 頁

行番号	住所	フリガナ氏名	生年月日性別	資格照合	受付								備考	行番号	
					衆小	衆比	国密	参選	参比	知事	県議				
1	〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇アパート〇〇〇号	サンプル タロウ サンプル 太郎	S60.11.11 男												1
2	〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	サンプル ナガイジュウシヨシメイ サンプル 長い住所氏名	S60.11.11 男												2
3	〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇 〇〇アパート〇〇〇号	チャン ユーリン ZHANG YULIN 張玉蓮	S60.11.11 女												3
4	〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇 〇〇アパート〇〇〇号	サンプル フザイシャ サンプル 不在者	S60.11.11 女	×	受	受	受	受	受	受	受	受			
5	〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇 〇〇アパート〇〇〇号	サンプル ミジユリ サンプル 未受理	S60.11.11 女	△	交	交	交	交	交	交	交	交			

①項目名・並び順

- 各項目の並び順について、法令様式を基本としながらも、名簿対照に際して視認性・業務効率の向上に資するレイアウトを作成

②出カデータサンプル

- 「帳票レイアウトは同じだが、出カデータの見え方が異なる」といった事象を防ぐため、抹消者や表示者、資格登録者等、様々なパターンの選挙人データサンプルを記載

③案内文

- 国政選挙、都道府県選挙、市区町村選挙のあらゆる選挙で利用可能な文章として記載
- 対象、期限等が複数存在するケースについては、表形式を採用
- 但し書きについては、事業者、団体によって表記の有無にバラつきがあったが、通知先に有益な情報については極力採用する方針

③ 下記の選挙が近づいて参りましたのでお知らせいたします。

記

執行日	選挙名	不在者投票期間	郵便投票請求期限
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇選挙	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日〇時必着
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇選挙	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日〇時必着

郵便等投票の投票用紙の請求は不在者投票期間より前に行うことができますので、早めの請求をお勧めします。ただし、選挙管理委員会より投票用紙をお送りできるのは、不在者投票が始まる時期となりますので、ご了承ください。

なお、請求の際には、同封の「不在者投票請求書」に記載のうえ、「郵便等投票証明書」を添えてご送付ください。請求できる期間は、投票日の4日前までとなります。

請求は、郵送の他、代理の方の持参でも可能です。ただし、投票用紙等の提出は郵送に限りますので、ご注意ください。

第 999999 号
令和〇年〇月〇日

999999
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇アパート〇〇〇号

サンプル 太郎 様

(市町村)
選挙管理委員会委員 〇〇 〇〇

郵便等による投票用紙等請求書の送付について (案内)

下記の選挙が近づいて参りましたのでお知らせいたします。

執行日	選挙名	不在者投票期間	郵便投票請求期限
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇選挙	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日〇時必着
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇選挙	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日〇時必着

郵便等投票の投票用紙の請求は不在者投票期間より前に行うことができますので、早めの請求をお勧めします。ただし、選挙管理委員会より投票用紙をお送りできるのは、不在者投票が始まる時期となりますので、ご了承ください。

なお、請求の際には、同封の「不在者投票請求書」に記載のうえ、「郵便等投票証明書」を添えてご送付ください。請求できる期間は、投票日の4日前までとなります。

選挙は、郵送の他、代理の方の持参でも可能です。ただし、投票用紙等の提出は郵送に限りますので、ご注意ください。

連絡先
(〇〇県〇〇市〇〇町) 選挙管理委員会
TEL: 0000-0000-0000
MAIL: xxxxxxxx@xxxxxx.jp

伝真記入欄
「伝真」の欄は、上記メールアドレスに
ご入力ください。本電話でのお問い合わせ
は、当センターまでお願いいたします。
(別紙) FAX: 000-0000-0000

帳票要件の概要 – 帳票要件のポイント (1/2)

○ 帳票要件に関する主なポイントを以下に示す。機能要件と同様、これらのトピックはワーキング及び事務局内での整理を経て、取りまとめを行い、標準準拠システム開発にあたっての基本方針として示すものである。

帳票要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙5～7（帳票要件/帳票印字項目・諸元表/帳票レイアウト）に詳細記載）

外部帳票

- 選挙人名簿管理システムにおける外部帳票は以下を定義している。
 - ✓ 法令様式のある帳票（選挙人名簿、調書、証明書、宣誓書）
 - ✓ 投票所入場券
 - ✓ 自治体間通知（在外選挙に係る領事館宛て文書含む）
 - ✓ 住民向け通知・案内（不在者投票に係る施設宛て文書含む）
 - ✓ 宛名・ラベル
 - ✓ データ連携用CSVファイル（投票所入場券データ）
- 外部帳票（宛名・ラベルを除く）については、帳票レイアウト及び帳票印字項目の定義を行った。
- 法令様式が存在する帳票については当該様式に準拠することを前提として、必要な整理を行った。
- 帳票レイアウトを規定する外部帳票については、基本的にはA4縦としているが、帳票によっては視認性等に配慮し、A4横等としている。
- 専用紙を使用する帳票については各帳票の仕様にてサイズ等を記載する。
- 外部向けの大量印刷・発送の際の対象物や印刷条件については本仕様書の対象外とする。
- 帳票印刷を外部委託し、印刷業者にて帳票レイアウトを用意する場合も想定される。この場合、選挙人名簿管理システム上にレイアウトデータを保持する必要はなく、作成した選挙人情報データのみを出力することも可能とする。

- 本編：第4章 4-1
 - (1) 外部帳票の定義
 - (2) 外部帳票における帳票サイズの取扱い
 - (3) 外部帳票における専用紙帳票の取扱い
 - (4) 外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い
 - (5) 外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取扱い
 - (7) 外部帳票・内部帳票の実現方法

- 別紙5：帳票要件
- 別紙6：帳票印字項目・諸元表
- 別紙7：帳票レイアウト

内部帳票

- 選挙人名簿管理システムにおいては、下記の帳票を内部帳票として定義している。
 - ✓ 法令様式のある帳票（選挙人名簿、投票録）
 - ✓ 集計表
 - ✓ 条件別一覧
 - ✓ その他の一覧・集計表
 - ✓ データ連携用CSVファイル
- 法令様式が存在する帳票については当該様式に準拠することを前提として、必要な整理を行った。
- 内部帳票のうち、集計表及び条件別一覧については、帳票概要・用途や仕様概要及び帳票印字項目の定義を行った。
- その他の一覧・集計表については、帳票概要・用途や仕様概要や出力条件を中心に標準仕様の定義を行った。

- 本編：第4章 4-1
 - (6) 内部帳票の定義
 - (7) 外部帳票・内部帳票の実現方法

- 別紙5：帳票要件
- 別紙6：帳票印字項目・諸元表
- 別紙7：帳票レイアウト

○ (前頁の続き)

帳票要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙5～7（帳票要件/帳票印字項目・諸元表/帳票レイアウト）に詳細記載）

<p>選挙人名簿抄本</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿抄本における支援対象者、表示者等の表記方法やレイアウトが市区町村、事業者ごとに異なる状態となっていたため、標準的な様式を定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙5：帳票要件 別紙6：帳票印字項目・諸元表 別紙7：帳票レイアウト
<p>投票所入場券</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村ごとに投票所入場券のレイアウトや様式、送付単位が異なっているため、標準化の検討を行った。 封書様式/世帯単位のレイアウトを投票所入場券の推奨レイアウトとして定義している。 ただし、ワーキングなどでの意見や各団体での運用状況を踏まえ、推奨案以外の様式・送付単位も可とし、標準レイアウトを定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙5：帳票要件 別紙6：帳票印字項目・諸元表 別紙7：帳票レイアウト
<p>宣誓書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宣誓書のレイアウトが市区町村、事業者ごとに異なる状態となっていたため、投票所入場券裏面の宣誓書及びシステム出力の宣誓書の標準レイアウトを定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙5：帳票要件 別紙6：帳票印字項目・諸元表 別紙7：帳票レイアウト
<p>帳票印刷</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の標準化対象業務の仕様に準拠する形でデータ出力、発行抑止、文字溢れ対応、レイアウト、印刷に係る要件を標準仕様書本編及び共通要件に定義している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本編：第4章 4-1 (4) 外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い (5) 外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い 別紙3 機能要件：13.7. 様式・帳票出力

○ 業務フロー（フローチャート）では、ワーキングや全国意見照会にて判明した自治体間の運用上の差異を整理して、標準準拠システムを用いた業務運用を体系的に記載している。また、フローチャートだけでは表現できない業務運用上の補足情報等を備考として記載している。

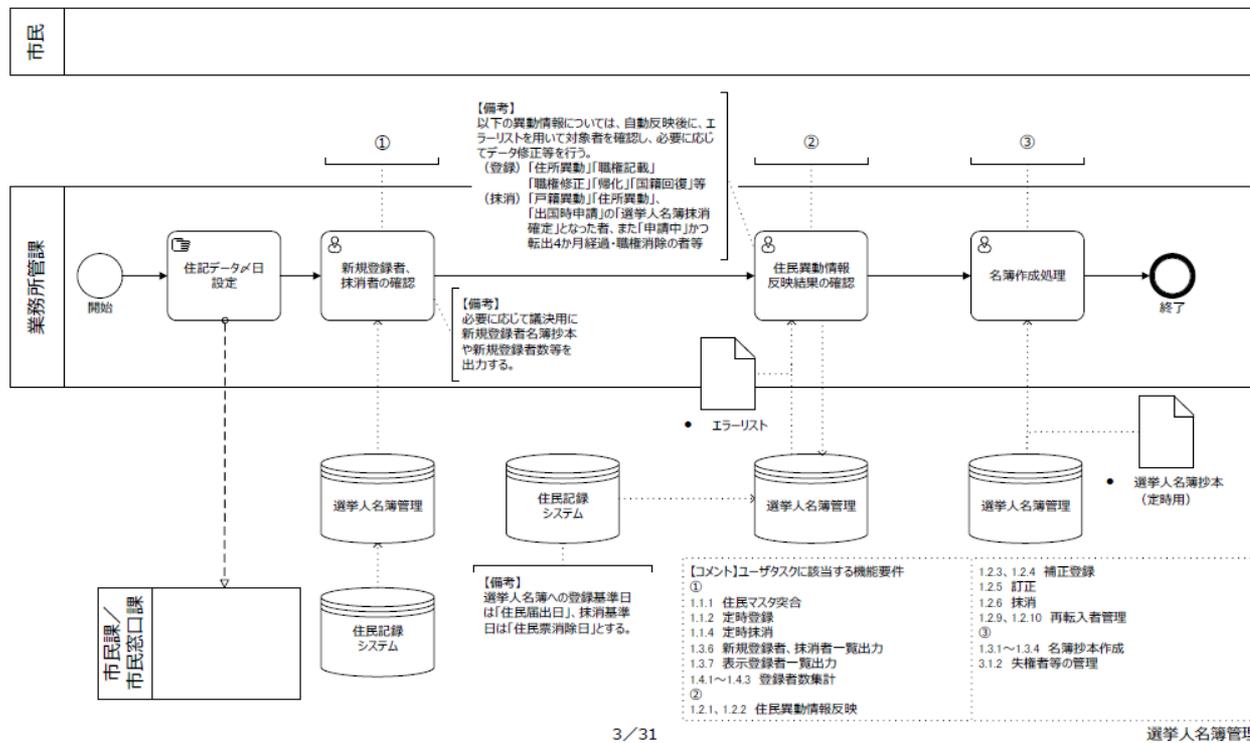
業務フローチャートの概観

別紙1-1

業務フロー	1.1	定時登録・抹消	1.1.1	定時登録・定時抹消	3ヶ月ごと
-------	-----	---------	-------	-----------	-------

・3ヶ月ごと（3月、6月、9月、12月）に選挙人名簿の調製を行う。
 ・定時登録の際に、（出国時申請を行った）在外選挙人登録者の選挙人名簿からの抹消も反映する。
 ・名簿登録者、抹消者は選挙管理委員会で議決する。

SAMPLE



①自治体規模・特性を網羅

- 自治体規模・特性に応じてフローが異なる場合は、差異を可視化

②レアケースへの対応を記載

- レアケースや一部自治体のみでの発生が見込まれる運用については、備考等にて当該ケースへの対応を記載

③BPMNへの準拠

- フローチャートの表記はBPMNに準拠し、分析レベルで事務を記載

- 前述の要件の他に標準準拠システムに関連する要件として、データ要件・連携要件・非機能要件が挙げられる。
- データ要件については、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にすることを目的として作成され、デジタル庁が作業主体となって今後整備される予定である。
- 連携要件については、標準準拠システム間や他の行政機関（公共サービスメッシュ（仮称）等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにすることを目的として作成され、データ要件と同様にデジタル庁が作業主体となって今後整備される予定である。なお、選挙人名簿管理システムにおけるサブユニット間の連携については、本仕様書にて定義する。
- 本仕様書ではデジタル庁によって策定されたデータ要件及び連携要件に従う方針とする。要件策定後、本仕様書についても必要な見直しを行う予定である。
- 運用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」によるものとする。

(参考資料 1)

機能ID数・帳票ID数

機能ID数・帳票ID数

○ 選挙人名簿管理業務の標準準拠システムに係る機能ID数及び帳票ID数を示す。

1. 機能ID数

サブユニット	実装すべき機能	実装してもしなくてもよい機能	合計
選挙人名簿管理	173	95	268
期日前・不在者	148	20	168
在外選挙管理	68	2	70
当日投票管理	21	1	22
共通	98	31	129
合計	508	149	657

2. 帳票ID数

サブユニット	外部帳票			内部帳票		合計
	実装すべき機能		実装してもしなくてもよい機能	実装すべき機能	実装してもしなくてもよい機能	
		うち、帳票レイアウトを規定した帳票				
選挙人名簿管理	36	34	0	45	7	88
期日前・不在者	6	5	2	26	0	34
在外選挙管理	14	14	0	14	0	28
当日投票管理	0	0	0	0	0	0
共通	3	0	0	3	1	7
合計	59	53	2	88	8	157

(参考資料 2)

APPLICへの意見照会結果の概観

APPLICへの意見照会結果の概観（意見数）

○ APPLICへの意見照会の結果、全106件の意見の提出を受けた。

(意見数)		機能要件	帳票要件	合計
サブ ユ ニ ット	選挙人名簿管理	50	15	65
	期日前・不在者 投票管理	8	9	17
	在外選挙管理	5	4	9
	当日投票管理	4	0	4
	共通要件	9	2	11
合計		76	30	106

APPLICへの意見照会結果の概観（主な意見（抜粋））

○ APPLICへの意見照会結果における主な意見及び検討結果は以下のとおり。

No	サブユニット	名称	内容	検討結果
1	選挙人名簿管理	名簿抄本作成/ 当日用名簿抄本作成（選挙人名簿抄本（選挙時－選挙期日前日締分））	（要件の明確化） <ul style="list-style-type: none"> 転出表示者の記載について、「転出予定年月日と転入確定年月日のいずれか早い方」を転出年月日に記載する認識で問題ないか。 その際、記載内容から転出予定年月日もしくは転入確定年月日のいずれの日付であるかの判別は不要であるか。 	（要対応） <ul style="list-style-type: none"> 転出年月日は、住民票消除日と同様とし、転出予定年月日と転入確定年月日のいずれか早い方とする。いずれの年月日を採用したかについて、名簿抄本上判別できる必要はない。また、転入通知未着の場合は、「転出予定年月日」とする。
2	選挙人名簿管理	基準日登録選挙人名簿抄本	（要件の明確化） <ul style="list-style-type: none"> 「世帯員生年月日順」は不要であるか。 抹消者を名簿からデータ削除するケースがある場合、どのような対応が必要であるか。 	（要対応） <ul style="list-style-type: none"> 「世帯員生年月日順」を追加する。 記載項目の並び順を統一する。 誤載等による抹消者については、再付番は行わない。 「抹消者…選挙抹消後の誤載等による抹消者について取消線を付記し、備考欄へ「誤載等による抹消」、抹消年月日を記載」を追加する。
3	選挙人名簿管理	基準日登録選挙人名簿抄本	（要件の明確化） <ul style="list-style-type: none"> 「照合欄の選挙名の並び順は、任意の設定が可能なこと。」について、どのような運用を想定されているか（選挙時登録処理の際に定義した選挙の順でよいか）。一部の団体のみでの運用で必須ではない場合、オプション化は不要であるか。 転出表示者の記載について、以下の項の記載に従い「転出予定年月日と転入確定年月日のいずれか早い方」を転出年月日に記載する認識で問題ないか。 その際、記載内容から転出予定年月日もしくは転入確定年月日のいずれの日付であるかの判別は不要であるか。 	（要対応） <ul style="list-style-type: none"> 照合欄の任意設定については、オプションへ変更する。 転出年月日は、住民票消除日と同様とし、転出予定年月日と転入確定年月日のいずれか早い方とする。いずれの年月日を採用したかについて、名簿抄本上判別できる必要はない。また、転入通知未着の場合は、「転出予定年月日」とする。
4	選挙人名簿管理	投票所入場券作成	（要件の明確化） <ul style="list-style-type: none"> 推奨案の「世帯封書」を使用する場合、封筒に宛名ラベルを貼って封入するという運用を想定しているが、宛名ラベルの宛名は連名とする想定であるか。世帯人数が多い場合は、ラベルサイズによって4人までの制限をつける等の封入作業への影響を懸念している。 推奨案の「世帯封書」を使用する場合、封筒に宛名ラベルを貼って封入するという運用を想定しているが、宛名ラベルの宛名は連名とする想定であるか。世帯人数が多い場合は、ラベルサイズによって4人までの制限をつける等の封入作業への影響を懸念している。 	（要対応） <ul style="list-style-type: none"> 「印字最大人数を設定できること」を追加する。 「設定した印字最大人数を超えた場合には、別の宛名用紙として出力できること」を追加する。

APPLICへの意見照会結果の概観（主な意見（抜粋））

○（前ページの続き）

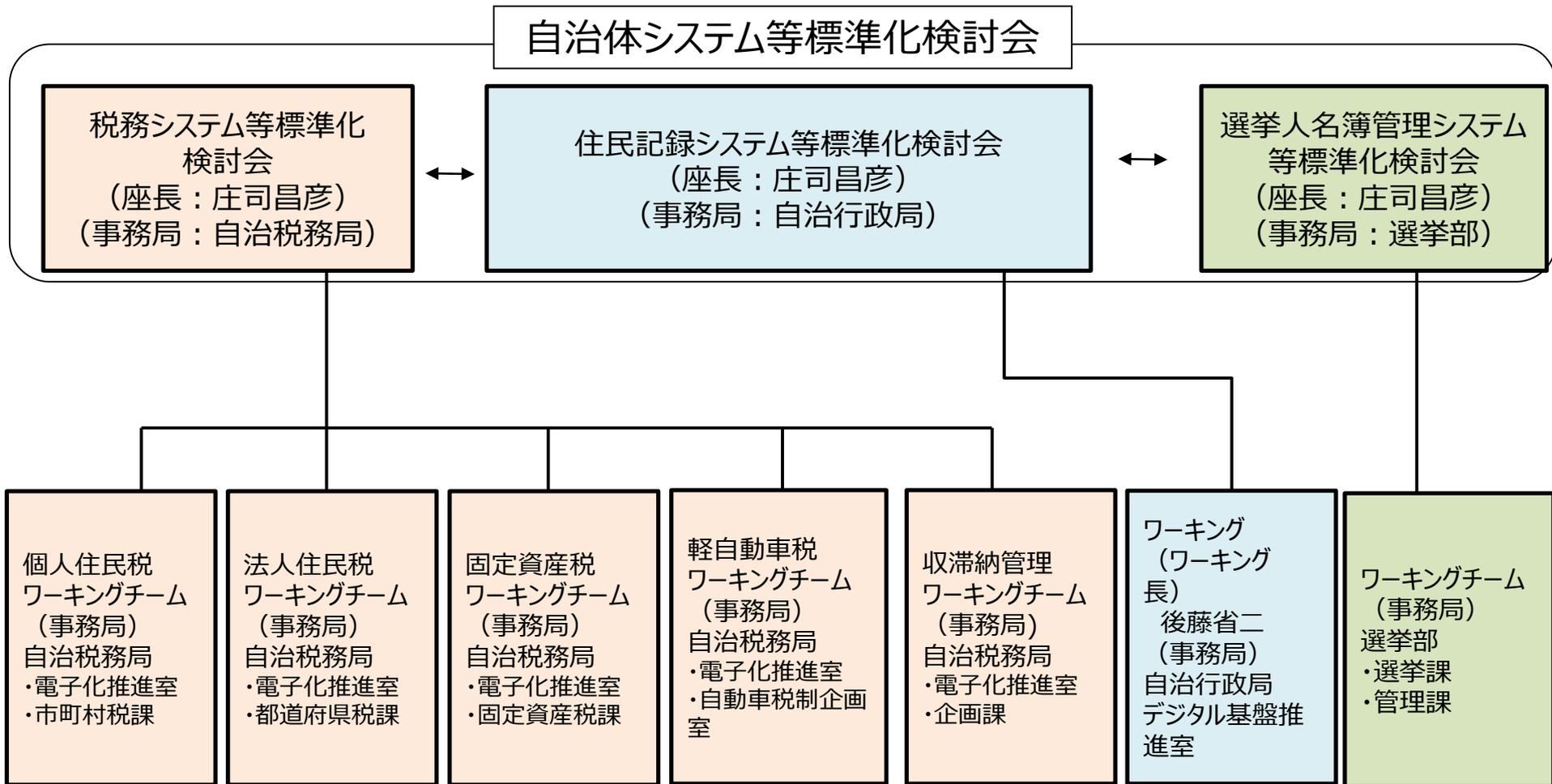
No	サブユニット	名称	意見概要	検討結果
5	選挙人名簿管理	失権者等の管理	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「転出確定情報のない転出4か月経過を迎える失権者情報を削除する場合、「失権者一覧表示」に記載の当該失権者情報一覧のCSV出力後にのみ削除可能とすること。」とあるが、チェック処理にて削除を禁止するものであるか。誤登録による削除ができなくなるため、削除の禁止ではなく警告メッセージの表示とすることを検討してほしい。 	<p>（要対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「転出確定情報のない転出4か月経過を迎える失権者情報を削除する場合、「失権者一覧表示」に記載の当該失権者情報一覧のCSV出力後でない場合は警告を表示すること。」に要件を変更する。
6	期日前・不在者投票管理	受付	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> 期日前投票において「受付対象外の投票区」の設定は一般的であるか。一部の自治体に限られるものであればオプション化を希望する。 「現在処理している選挙人の受付を完了していない時点で次の選挙人を検索しようとした場合、受付が完了していない選挙人が存在する旨のアラートを表示できること。」は同じ端末内での処理のことであるか。その場合、処理の多重起動ができないよう制御されていれば問題ないか。 	<p>（要対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「受付対象外の投票区」の要件については、標準オプションとする。 同一端末内での処理である旨を明記する。
7	在外選挙管理	出国時申請者名簿情報取り込み	<p>（要件の明確化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「選挙人名簿管理システムにおいて出国時申請者管理機能にて、「申請中」フラグの立った選挙人について、名簿情報を在外選挙管理システムへ連携」とあるが、申請時点で選挙人名簿に未登録である対象者の場合はどのような運用となるか。 	<p>（要対応）</p> <p>以下を追記し、対応する要件を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国外転出予定日までに選挙人名簿の被登録資格を有している（資格の有無確認は職員による住民記録情報確認による）ものの、選挙人名簿に登録されていない者については、当該フローの対象外となり、以下の対応を採る。 （在外選挙管理システムと連携する場合） <ol style="list-style-type: none"> 在外選挙管理システム側に出国時申請情報を登録する。 選挙人名簿管理システム側に該当者情報及び出国時申請ステータス情報を連携させる。 定時登録・選挙時登録時に新規登録者情報と突合し、「申請中」のステータスの場合には名簿登録を行ったうえでステータス情報を保持し、「選挙人名簿抹消確定」ステータスの場合には、登録を行わない。 （在外選挙管理システムと連携しない場合） <ol style="list-style-type: none"> 定時・選挙時登録時点で在外選挙人登録が確定していない場合、「申請中」ステータスを登録する。 定時・選挙時登録時点で在外選挙人登録が完了している場合、手動で新規登録者から除外する。

(参考資料 3)

検討会の体制・検討経緯

総務省の検討体制

- 自治体システム等標準化検討会では、これまで、住民記録システム及び税務システムの標準化について検討を行ってきたが、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、新たに選挙人名簿管理システムの標準化についても検討する。



WTの構成員

- 自治体システム等標準化検討会における指針を踏まえて、具体的な課題・論点を検討するワーキングチームを立ち上げ、標準仕様書の策定にあたっての方針検討を行った。ワーキングチームの構成員は下記のとおり。

選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム構成員の一覧

氏名（敬称略）	団体名	役職等
小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会	代表理事
三浦 雄二	全国市区選挙管理委員会連合会	事務局長
田畑 裕紀	札幌市（北海道）	選挙管理委員会事務局 選挙係長
久保 正義	広島市（広島県）	選挙管理委員会事務局 選挙課長
花岡 瞬	前橋市（群馬県）	選挙管理委員会事務局 主任
江森 渉	船橋市（千葉県）	環境部環境政策課総務企画係 主査
佐々木 雅	日野市（東京都）	選挙管理委員会事務局
大竹 芳弘	三条市（新潟県）	総務部 情報管理課 課長補佐
秋山 平八郎	甲府市（山梨県）	選挙管理委員会事務局 選挙係課長補佐
若杉 泰之	富士市（静岡県）	総務部 デジタル推進課 総括主幹
岩田 朋子	南国市（高知県）	選挙管理委員会事務局 主査
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室 室長
吉本 明平	APPLIC	企画部 担当部長
三木 浩平	総務省	総務省デジタル統括アドバイザー
前田 みゆき	デジタル庁	統括官付プロジェクトマネージャー

これまでの検討経緯

- 令和3年5月31日に、第1回選挙人名簿システム等標準化検討会を開催。
 - ・ 今後の検討方針、スケジュール等を共有。
- 令和3年6月17日より、ワーキングチーム（全6回）において、機能要件及び帳票要件の標準仕様案の検討を実施。
 - ・ ワーキングチームにおいて、参加地方団体の調達仕様や業務の仕方を比較したうえで、効率的な処理 等につながる標準とすべき機能要件・帳票要件を議論。
- 令和3年9月15日に、第2回選挙人名簿システム等標準化検討会を開催。
 - ・ 標準化に係る論点におけるワーキングチームの方針、検討状況を共有。
- 令和3年10月6日～令和3年12月3日にかけて、ワーキングチームで検討した標準仕様案について全国市区町村等意見照会を実施。
 - ・ 機能要件、帳票要件（印字項目含む）について、全国市区町村等に意見照会を実施。
- 令和4年2月14日より、ワーキングチーム（全2回）において、全国市区町村等意見照会結果の反映方針について検討を実施。
- 令和4年5月12日に、第3回選挙人名簿システム等標準化検討会を開催。
 - ・ 全国市区町村等意見照会結果を踏まえた検討状況等を共有
- 令和4年4月22日～令和4年6月10日にかけて、全国市区町村等意見照会結果を反映した機能要件、帳票要件等について、APPLIC意見照会を実施。

これまでの検討会・ワーキングの開催実績

令和3年5月31日	第1回検討会	今後の検討方針、スケジュール等	令和3年8月19日	第6回ワーキング	帳票要件の検討等
令和3年6月17日	第1回ワーキング	ワーキングの進め方、機能要件の検討等	令和3年9月15日	第2回検討会	標準化に係る論点におけるワーキングチームの方針、検討状況
令和3年7月1日	第2回ワーキング	機能要件の検討等	令和4年2月14日	第7回ワーキング	機能要件の検討等
令和3年7月19日	第3回ワーキング	機能要件の検討等	令和4年2月25日	第8回ワーキング	機能要件の検討等
令和3年7月30日	第4回ワーキング	機能要件の検討等	令和4年5月12日	第3回検討会	全国市区町村等意見照会結果を踏まえた検討状況 等
令和3年8月5日	第5回ワーキング	機能要件の検討、帳票要件の検討等			